

東谷コミュニティ協議会東谷まちづくり委員会  
臨時委員募集要項

1. 目的

東谷コミュニティ協議会（以下、本会とする）では、東谷のまちづくりの上で重要な案件について調査検討することを目的に設置した「東谷まちづくり委員会」（以下、まちづくり委員会とする）において、広い視野で調査検討するため、地域住民から臨時委員を募集する。

2. 募集期間

令和6年1月20日（土）～2月29日（木）

3. 役割

まちづくり委員会における臨時委員として会議に出席し、他の委員とともに積極的かつ建設的に協議する。

4. 任期等

- (1)任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (2)身分 本会の構成員と同様にボランティアとする。

5. 応募資格

東谷地区に在住、東谷地区内の学校に通学、もしくは事業所等に勤務されている方で次のいずれも満たす方

- (1)会議開催の連絡や資料送付などをメールでできる方
- (2)日本語でメールや会議を理解できる方
- (3)本会からの支援（援助）を受けず会議出席や連絡が取れる方
- (4)中学1年生以上で、東谷まちづくり委員会の会議に出席できる方
- (5)東谷のこれからを主体的に検討し、積極的に議論できる方

6. 応募方法

東谷みみよりネットの「東谷まちづくり委員会」のページから応募フォームへアクセスし、必要項目を入力のうえ送信してください。締め切り日の23:59受信分まで有効です。

（参考）応募の必要項目

氏名、生年月日、住所、メールアドレス、志望理由

## 7. 注意事項

- ・未成年者も応募できますが、必ず保護者の同意を得てください。決定通知は保護者へ行う場合があります。
- ・応募された結果は、メールまたは郵送でお知らせします。
- ・まちづくり委員会は、本会の会則に基づき活動するもので、市に対して意見を申し入れるためだけの組織ではありません。
- ・今回の臨時委員の審査・決定に関わる方は応募できません。

## 8. 応募後の流れ

- (1) 応募フォームにより送信後、本会にて受付。
- (2) 応募資格の有無、必要事項の確認を行います。
- (3) 応募内容を総合的に確認・審査します。
- (4) 審査結果を企画運営委員会（本会の最高執行機関）へ付議します。
- (5) 企画運営委員会において臨時委員を決定し、応募者へ通知します。
- (6) 会議日程が決まり次第、メールにてご連絡します。

## 9. お問い合わせ先

メール [higashitani.matizukuri@gmail.com](mailto:higashitani.matizukuri@gmail.com)  
(受信してから1週間以内にご返信します)